

債務超過に関する上場廃止基準等の見直しに係る「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	3
・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	6
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	9
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表	12
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正新旧対照表	13
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	14
・ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	17
・ 2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	21
・ E T F に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	22
・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	27
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	28
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	31
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	34
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	37
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	41
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	49
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	51
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	55
・ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例	

の取扱いの一部改正新旧対照表	63
• 2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	71
• E T F に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	73

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該書類のうち当取引所が定める書類については、当取引所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）<u>又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議をいう。</u>）、自己株式処分等決議（自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議（監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、執行役の決定を含む。）<u>又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議（会社法第796条第1項又は第2項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を含む。）<u>又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議をいう。</u>）又は自己株式消却決議（自己株式の消却に係る会社法第178条第2項<u>又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）をいう。</u>）を行った場合には、その議事録の写し</u></p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該書類のうち当取引所が定める書類については、当取引所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による決議をいう。）、自己株式処分等決議（自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議（監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、執行役の決定を含む。）<u>又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議（会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を含む。）をいう。</u>）又は自己株式消却決議（自己株式の消却に係る会社法第178条第2項の規定による決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）をいう。）を行った場合には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつて</p>

(会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。)

ただし、セントレックスへの上場を申請する新規上場申請者(以下「セントレックスへの新規上場申請者」という。)は、添付を要しない。

(6)～(11) (略)

3 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第3項の規定の適用を受ける場合又は国内の他の金融商品取引所(法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。以下同じ。)に上場されている株券の発行者である場合は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1)～(5) (略)

4～12 (略)

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第7条の3 新規上場申請者が上場前に行う公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等(募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる株式をいう。以下同じ。))の割当ての方法のうち、株主割当て以外の方法をいう。)による募集株式の割当て等については、当取引所が定める規則によるものとする。

(新株券等の上場申請)

第9条 (略)

2 上場会社は、新たに上場株券と同一の種類の株券を発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の有価証券上場申請書を提出することによ

は、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。)

ただし、セントレックスへの上場を申請する新規上場申請者(以下「セントレックスへの新規上場申請者」という。)は、添付を要しない。

(6)～(11) (略)

3 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第3項の規定の適用を受ける場合又は国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1)～(5) (略)

4～12 (略)

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第7条の3 新規上場申請者が上場前に行う公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等(募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる株式をいう。以下同じ。))の割当ての方法のうち、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する内国株券に係る公募であつて当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募又は株主割当て以外の方法をいう。)による募集株式の割当て等については、当取引所が定める規則によるものとする。

(新株券等の上場申請)

第9条 (略)

2 上場会社は、新たに上場株券と同一の種類の株券を発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の有価証券上場申請書を提出するものとす

り、その上場を申請するものとする。この場合における上場申請の取扱いは当取引所が定める。ただし、前項に規定する当取引所が定める事項が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2章の規定に基づく会社情報の開示又は同規則第20条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその上場を申請したものとみなす。

3 (略)

(変更上場申請)

第11条 第9条に規定する場合のほか、上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量、種類若しくは額面金額がある場合にはその金額を変更しようとするとき又は単元株式数を設定若しくは変更しようとするときは、その変更等に先立ちその都度当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出することにより、その変更等を申請するものとする。ただし、当該有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2章の規定に基づく会社情報の開示又は同規則第20条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもって当該変更等を申請したものとみなす。

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条及び第11条の規定は、施行日以後の日に上場株券と同一の種類の株券を発行又は上場有価証券の銘柄等の変更を行う者から適用する。

る。この場合における上場申請の取扱いは当取引所が定める。

3 (略)

(変更上場申請)

第11条 第9条に規定する場合のほか、上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量、種類若しくは額面金額がある場合にはその金額を変更しようとするとき又は単元株式数を設定若しくは変更しようとするときは、その変更等に先立ちその都度当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

2 (略)

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号、第3号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合する新規上場申請者の株券で、第2号又は第2号の2に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 単元株式数</p> <p>単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するとき(第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、当取引所が適当と認める場合に限る。)は、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号の2まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」並びに同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主基準日である会社が発行する株券にあっては上場後最初に到来する株主基準日)までに株主数及び流通株式数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社(セントレックスの上場会社を除く。以</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号、第3号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合する新規上場申請者の株券で、第2号又は第2号の2に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 単元株式数</p> <p>単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること(国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券であって、単元株式数が1000株である場合を除く。)。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するとき(第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、当取引所が適当と認める場合に限る。)は、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号の2まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」並びに同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主基準日である会社が発行する株券にあっては上場後最初に到来する株主基準日)までに株主数及び流通株式数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社(セントレックスの上場会社を除く。以</p>

下この号において同じ。)が、人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。)を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第1項第12号a後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合(上場会社が当該行為を行うとともに、セントレックスの上場会社が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。)に限る。)

当該他の会社(当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。)

(セントレックスへの上場審査基準)

第6条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するとき(第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、当取引所が適当と認める場合に限る。)は、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第4号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」並びに同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主基準日である会社が発行する株券にあつては上場後最初に到来する株主基準日)までに株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) セントレックスの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づ

下この号において同じ。)が、人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。)を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合(上場会社が当該行為を行うとともに、セントレックスの上場会社が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。)に限る。)

当該他の会社(当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。)

(セントレックスへの上場審査基準)

第6条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するとき(第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、当取引所が適当と認める場合に限る。)は、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第4号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」並びに同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主基準日である会社が発行する株券にあつては上場後最初に到来する株主基準日)までに株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) セントレックスの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づ

き他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号又は第3項第3号の規定による同基準第2条第1項第12号a後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がセントレックスの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合（セントレックスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社についてセントレックスの上場会社が実質的な存続会社でない当取引所が認めるときを除く。）に限る。）

当該他の会社（当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

（上場市場の変更審査）

第7条 第2条第1項並びに第4条第1項（第2号の2及び第8号の2を除く。）及び第2項（第1号の規定において準用する第4条第1項第2号の2を除く。）の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時」とあるのは「上場市場の変更の時」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、第4条第1項第8号d中「上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

き他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号又は第3項第3号の規定による同基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がセントレックスの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合（セントレックスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社についてセントレックスの上場会社が実質的な存続会社でない当取引所が認めるときを除く。）に限る。）

当該他の会社（当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

（上場市場の変更審査）

第7条 第2条第1項並びに第4条第1項（第2号の2、第8号の2及び第10号かつこ書を除く。）及び第2項（第1号の規定において準用する第4条第1項第2号の2を除く。）の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時」とあるのは「上場市場の変更の時」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、第4条第1項第8号d中「上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

**上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧
対照表**

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a q までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a b (略)</p> <p>a c 商号又は名称の変更</p> <p>a d～a q (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(子会社等の情報の開示)</p> <p>第3条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次の a から s までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～o (略)</p> <p>p 商号又は名称の変更</p> <p>q～s (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(債務超過の解消に向けた計画等の開示)</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a q までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a b (略)</p> <p>a c 商号の変更</p> <p>a d～a q (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(子会社等の情報の開示)</p> <p>第3条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次の a から s までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～o (略)</p> <p>p 商号の変更</p> <p>q～s (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

第8条の2 上場会社がその事業年度の末日において債

務超過の状態となった場合は、当該事業年度の末日から起算して3か月以内（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由により、3か月以内に開示することが困難であると当取引所が認める場合は、この限りでない。）に、債務超過を解消するための取組み及びその実施時期について記載した計画を開示しなければならない。

2 上場会社は、前項に規定する計画を開示してから債務超過を解消するまでの間、各事業年度若しくは各四半期累計期間又は各連結会計年度若しくは各四半期連結累計期間に係る決算の内容を第4条の定めるところにより開示するまでの間において、前項により提出した計画の進捗状況について開示しなければならない。

（内部者取引等の未然防止に向けた体制整備）

第45条 （略）

2 上場内国会社は、前項に規定する体制の整備の一環として、J-I R I S S（日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいう。）への情報の登録を行うよう努めるものとする。

（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）

第47条 当取引所は、上場会社が次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制の状況等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

- (1) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2、第12号（有価証券上場規程第3条の2の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合を除く。）、第19号又は第20号（同基準第2条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合

(2)～(5) （略）

2～8 （略）

（新設）

（内部者取引等の未然防止に向けた体制整備）

第45条 （略）

（新設）

（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）

第47条 当取引所は、上場会社が次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制の状況等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

- (1) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2、第12号、第19号又は第20号（同基準第2条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合

(2)～(5) （略）

2～8 （略）

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の2の規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。
- 3 改正後の第47条第1項第1号の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定基準)</p> <p>第3条 市場第二部銘柄である上場株券の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、第1号から第5号まで、第8号及び第9号に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び<u>連結会計年度</u>における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」(特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。)が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>d (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。</p>	<p>(指定基準)</p> <p>第3条 市場第二部銘柄である上場株券の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、第1号から第5号まで、第8号及び第9号に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び<u>各連結会計年度</u>における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」(特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。)が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>d (略)</p> <p>(9) (略)</p>

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合 <u>(当取引所が定める場合を除く。)</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年11月1日から施行し、同日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。</p>	<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合。<u>ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</u></p> <p>2 (略)</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（当取引所が定める場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。<u>ただし、当取引所が定める場合はこの限りでない。</u></p> <p>(6)～(11)の2 (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p><u>次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると当取引所が認めた場合</u></p> <p><u>a</u> 上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、第12条の2第3項若しくは第13条第6項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> <p><u>b</u> 上場会社が新規上場の申請に係る宣誓書（有価証券上場規程第3条の2の規定により提出した宣誓書をいう。ただし、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受けて当該</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。<u>ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内に債務超過の状態でなくなること計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となつてから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</u></p> <p>(6)～(11)の2 (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、第12条の2第3項若しくは第13条第6項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p>

申請を行った者が提出した宣誓書を除く。）において宣誓した事項について違反を行い（前 a の場合を除く。）、新規上場に係る基準に適合していなかったと当取引所が認めた場合（当取引所が定める基準に適合しないかどうかの審査を不要と当取引所が認めた場合を除く。）において、当該上場会社が当取引所が定める基準に適合しないとき。

(13)～(20) (略)

2・3 (略)

(セントレックスの上場廃止基準)

第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（当取引所が定める場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当取引所が定める場合はこの限りでない。

(4)の2・(5) (略)

2・3 (略)

(上場契約違反等の審査に係る申請)

第3条の4 当取引所は、第2条第1項第12号b（第2条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。以下この条において

(13)～(20) (略)

2・3 (略)

(セントレックスの上場廃止基準)

第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（上場後3年間において、債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(4)の2・(5) (略)

2・3 (略)

(新設)

同じ。)に定める当取引所が定める基準に適合するかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合(当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。)は、第2条第1項第12号bに該当したものとみなす。

- 2 当取引所が前項の審査のため必要と認めるときは、上場会社は参考となるべき報告又は資料の提出を行う等当該審査に協力するものとする。

(当取引所への協力義務)

第3条の5 (略)

- 2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第5号及び第2条の2第1項第4号の規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。
- 3 改正後の第2条第1項第12号b(第2条第3項第4号及び第2条の2第1項第5号による場合を含む。)及び第3条の4の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

(当取引所への協力義務)

第3条の4 (略)

- 2 (略)

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)</p> <p>第3条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については、同条第5号を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあつては、債務超過の状態となった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われなことが確認できたとき（<u>当取引所が定める場合を除く。</u>））。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)</p> <p>第3条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については、同条第5号を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、<u>その事業年度の末日から1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあつては、債務超過の状態となった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われなことが確認できたとき。）</u>。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（<u>当取引所が適当と認める場合に限る。</u>）には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続</p> <p>b 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された</p>

(削る)

(削る)

(株券上場廃止基準の特例)

第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社とその事業年度の末日に債務超過の状態である場合 (当取引所が定める場合を除く。) において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき (当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合 (当取引所が適当と認める場合に限る。)) にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であって、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当取引所が定める場合はこの限りでない。

(削る)

場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

(株券上場廃止基準の特例)

第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社とその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき (当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内 (当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度 (当該再生支援決定を公表した日から5年を経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。)) の末日以前に終了するときに限る。) に債務超過の状態でなくなることを計画している場合 (当取引所が適当と認める場合に限る。)) にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であって、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次の a から d までのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内 (d に掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)) に債務超過の状態でなくなることを計画している場合 (当取引所が適当と認める場合に限る。)) には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

(削る)

(削る)

(削る)

2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の2第1項の規定の適用については、同項第4号を次のとおりとする。

(4) 債務超過

上場会社がある事業年度の末日に債務超過の状態である場合（当取引所が定める場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあつては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当取引所が定める場合はこの限りでない。

b 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の2第1項の規定の適用については、同項第4号を次のとおりとする。

(4) 債務超過

上場会社がある事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年を経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあつては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかを行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行し、同日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

b 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例
の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場市場の変更審査料等の特例)</p> <p>第2条の2 上場市場変更申請者（当該上場市場変更申請又は上場市場の変更予備申請より前の上場市場変更申請又は上場市場の変更予備申請により上場市場の変更に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めた者に限る。）が支払う上場市場の変更審査料又は上場市場の変更予備審査料の取扱いは当取引所が定める。</p> <p>(市場第一部銘柄指定審査料の特例)</p> <p>第2条の3 市場第一部銘柄への指定を申請する者（当該一部指定申請又は一部指定の予備申請より前の一部指定申請又は一部指定の予備申請により市場第一部銘柄への指定に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めた者に限る。）が支払う市場第一部銘柄指定審査料又は一部指定の予備審査料の取扱いは当取引所が定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国投資信託 投資信託法第2条第24項に規定する外国投資信託をいう。</p> <p>(8) 外国投資法人 投資信託法第2条第25項に規定する外国投資法人をいう。</p> <p>(8)の2～(35) (略)</p> <p>(36) 投資法人債券 投資信託法第2条第20項に規定する投資法人債券をいう。</p> <p>(37)～(44) (略)</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第7条 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請銘柄が、次のaから1まで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託を除く。以下この号、<u>第9条の2第1項</u>及び第14条第1項第3号において同じ。)の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(c)及びdを除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(h)及びeを除く。)に適合していること。</p> <p>a～1 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更上場申請)</p> <p>第8条 上場ETFに係る管理会社及び信託受託者(外国投資証券に該当する外国ETFにあつては、外国投資法人及び管理会社)が、<u>上場ETFの名称を変更す</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国投資信託 投資信託法第2条第22項に規定する外国投資信託をいう。</p> <p>(8) 外国投資法人 投資信託法第2条第23項に規定する外国投資法人をいう。</p> <p>(8)の2～(35) (略)</p> <p>(36) 投資法人債券 投資信託法第2条第18項に規定する投資法人債券をいう。</p> <p>(37)～(44) (略)</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第7条 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請銘柄が、次のaから1まで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託<u>又は施行規則で定める投資信託に該当するものを</u>を除く。以下この号、<u>第9条第2項第1号</u>及び第14条第1項第3号において同じ。)の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(c)及びdを除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(h)及びeを除く。)に適合していること。</p> <p>a～1 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更上場申請)</p> <p>第8条 上場ETFに係る管理会社及び信託受託者(外国投資証券に該当する外国ETFにあつては、外国投資法人及び管理会社)が、<u>次の各号に掲げる事項を変</u></p>

るときは、当該管理会社又は信託受託者（外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、外国投資法人又は管理会社）は、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出することにより、その変更を申請するものとする。ただし、「有価証券変更上場申請書」に記載すべき事項が、第9条の規定に基づく情報の開示又は第10条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもって当該変更を申請したものとみなす。

（削る）

（削る）

2 （略）

（上場ETFに関する情報の開示）

第9条 （略）

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（削る）

更るときは、当該管理会社又は信託受託者（外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、外国投資法人又は管理会社）は、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

(1) 投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の信託金の限度額又は発行可能投資口総口数（投資法人債券に類する外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、当該外国投資証券の発行可能な数量をいう。）

(2) 上場ETFの名称

2 （略）

（上場ETFに関する情報の開示）

第9条 （略）

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 前項に規定する者は、当該上場ETFに関する次のaからdまで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国ETF、投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ETF及び外国ETFにあっては、aを除く。）に掲げる事項について日々（aに掲げる事項については新たに確定した内容がない日を除く。）開示しなければならない。

a 将来の追加信託により受益証券を取得するために必要な有価証券のポートフォリオに関して確定した内容

b 上場ETFの上場受益権口数又は上場投資口数（投資法人債券に類する外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、当該上場外国ETFの数量をいう。）、純資産総額（投資法人債券に類する外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、当該上場外国ETFの投資信託財産等の総額をいう。）及び一口あたりの純資産額（当該外国

E T F が投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあっては、投資信託財産等の金額を当該外国 E T F の数量で除した金額をいう。以下同じ。)

c 上場 E T F の一口あたりの純資産額と特定の指標の終値の変動率に係る乖離率

d その他当取引所が必要と認める事項

(1) 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F を除く。)に係る管理会社は、次の a から i までのいずれかに該当する場合 (a 及び b に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a ~ h (略)

i 上場 E T F の一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合

(2) 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F に限る。以下この号において同じ。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次の a から h までのいずれかに該当する場合 (a 及び c に掲げる事項にあっては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。)は、施行規則に定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a ~ g (略)

h 上場 E T F の一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合

3 ~ 5 (略)

(上場 E T F に関する情報の提供)

第 9 条の 2 上場 E T F に係る管理会社 (外国投資証券に該当する外国 E T F 及び当該外国 E T F を受託有価証券とする外国 E T F 信託受益証券にあっては、外国投資法人及び管理会社) は、当該上場 E T F に関する次の各号に掲げる情報 (公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国 E T F、投資信託法

(2) 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F を除く。)に係る管理会社は、次の a から h までのいずれかに該当する場合 (a 及び b に掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a ~ h (略)

(新設)

(3) 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T F に限る。以下この号において同じ。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次の a から g までのいずれかに該当する場合 (a 及び c に掲げる事項にあっては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。)は、施行規則に定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a ~ g (略)

(新設)

3 ~ 5 (略)

(新設)

施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ETF、外国ETF及び外国ETF信託受益証券にあっては、第1号を除く。）を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供するものとする。
この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 将来の追加信託により受益証券を取得するために必要な有価証券のポートフォリオに関して日々確定した内容（新たに確定した内容がない日を除く。）

(2) 上場ETFの日々の純資産総額（投資法人債券に類する外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、当該上場外国ETFの投資信託財産等の総額をいう。）及び一口あたりの純資産額（当該外国ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあっては、投資信託財産等の金額を当該外国ETFの数量で除した金額をいう。以下同じ。）

(3) 上場ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の変動に係る連動状況

(4) その他当取引所が必要と認める事項

2 前項に規定する者は、前項の規定に基づく情報提供の方法を記載した書面を提出するものとし、情報提供の方法を変更する場合には、あらかじめ変更後の方法を記載した書面を提出するものとする。

3 第1項に規定する者は、前項の規定に基づき提出した書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(書類の提出等)

第10条 第9条第1項に規定する者が当取引所に対して行う書類の提出等については、施行規則で定めるところによる。

2 (略)

(上場ETFに関する行動規範)

第12条の3 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する者は、上場ETFの円滑な流通及び公正な価格形成に資する情報の投資者への提供に努めるものとする。

(書類の提出等)

第10条 前条第1項に規定する者が当取引所に対して行う書類の提出等については、施行規則で定めるところによる。

2 (略)

(上場ETFに関する行動規範)

第12条の3 (略)

2 (略)

(新設)

(実効性の確保)

第13条 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条から第50条まで、第53条及び第54条の規定は、上場E T Fに対する実効性の確保について準用する。この場合において、第9条の2の規定は、第47条第1項第3号、第48条第1項第1号、第53条第1項第1号及び第54条第1項第1号の準用による上場E T Fに関する情報の開示に係る規定とみなす。

平成22年7月15日改正付則

(N E X T F U N D S 日経300株価指数連動型上場投信
の受益証券に係る取扱い)

第2条 施行日において現に上場されているN E X T F U N D S 日経300株価指数連動型上場投信の受益証券に係る指標は、第5条の規定により指定された指標とみなす。

2 施行日において現に上場されているN E X T F U N D S 日経300株価指数連動型上場投信の受益証券については、第14条第1項第3号bの(g)の規定は適用しない。

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、施行日以後の日に上場E T Fの名称の変更を行う者から適用する。

(実効性の確保)

第13条 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条から第50条まで、第53条及び第54条の規定は、上場E T Fに対する実効性の確保について準用する。

平成22年7月15日改正付則

(日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に係る
取扱い)

第2条 施行日において現に上場されている日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に係る指標は、第5条の規定により指定された指標とみなす。

2 施行日において現に上場されている日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券については、第14条第1項第3号bの(g)の規定は適用しない。

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 内国法人の発行する株券（優先株を含む。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その発行者が<u>直前事業年度の末日に債務超過の状態</u>（株券上場廃止基準の取扱い1(4)aに定める状態<u>（同取扱い1(4)dに定める場合を除く。）</u>をいう。以下同じ。）である銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 内国法人の発行する株券（優先株を含む。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その発行者が<u>直前事年度の末日に債務超過の状態</u>（株券上場廃止基準の取扱い1(4)aに定める状態をいう。以下同じ。）である銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a～dの2 （略）</p> <p>e 新規上場申請者が外国会社（継続開示会社である外国会社を除く。）である場合には、bにより作成する「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載する財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）は、財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成するものとする。</p> <p>f～h （略）</p> <p>(2)～(6) （略）</p>	<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a～dの2 （略）</p> <p>e 新規上場申請者が外国会社（継続開示会社である外国会社を除く。）である場合には、bにより作成する「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載する財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）は、財務諸表等規則第129条に定める作成基準に準じて作成するものとする。</p> <p>f～h （略）</p> <p>(2)～(6) （略）</p>
<p>6 第3条（新規上場申請手続）第7項関係</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 第7項ただし書に規定する「当取引所が定める外国会社」とは、次のa及びbに該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、bに規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前(1)の規定を準用して、その写しを提出することができる。</p> <p>a 第1号に掲げる財務書類が、2(1)eの規定に基</p>	<p>6 第3条（新規上場申請手続）第7項関係</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 第7項ただし書に規定する「当取引所が定める外国会社」とは、次のa及びbに該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、bに規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前(1)の規定を準用して、その写しを提出することができる。</p> <p>a 第1号に掲げる財務書類が、2(1)eの規定に基</p>

づき財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成されていること。

b (略)

(3) (略)

8 第3条(新規上場申請手続)第12項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～d (略)

e 2(3)の(b)、q及びrに規定する書類

f～i (略)

12の2 第9条(新株券等の上場申請)第2項関係

第2項に規定する上場申請の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、あらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株券の数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株券の数について、一括して上場申請を行うものとし、当取引所は、当該上場申請に係る株券を、その発行数を確認する前においても、上場することができる。

(2) (略)

13 第10条(同一種類の新株券等の上場)関係

(1) (略)

(2) 第2号に規定する「当取引所が定める基準」とは、次のaからcまでのいずれにも適合することをいう。ただし、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換請求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日(基準日)が到来するものについては、aに適合することを要しない。

a・b (略)

c 上場株券と権利関係が同一となると見込まれる

づき財務諸表等規則第129条に定める作成基準に準じて作成されていること。

b (略)

(3) (略)

8 第3条(新規上場申請手続)第12項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～d (略)

e 2(3)の(b)及びqに規定する書類

f～i (略)

12の2 第9条(新株券等の上場申請)第2項関係

第2項に規定する上場申請の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株券の数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株券の数について、一括して上場申請を行うものとし、当取引所は、当該上場申請に係る株券を、その発行数を確認する前においても、上場することができる。

(2) (略)

13 第10条(同一種類の新株券等の上場)関係

(1) (略)

(2) 第2号に規定する「当取引所が定める基準」とは、次のaからcまでのいずれにも適合することをいう。ただし、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換請求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日(基準日)が到来するものについては、aに適合することを要しない。

a・b (略)

c 上場株券等と権利関係が同一となると見込まれ

こと。

14 第11条（変更上場申請）関係

第1項本文に規定する変更上場申請の取扱いは次の各号のとおりとする。

(1) 上場会社（上場外国会社を除く。）は、株式の併合を行う場合には、あらかじめ変更上場申請を行うものとする。

(2) 上場会社は、自己株式消却決議を行った場合には、遅滞なく当該自己株式消却決議に係る株式数について、変更上場申請を行うものとする。この場合において、当取引所は、当該自己株式消却決議に基づき消却された株式数について当該上場会社からの通知を受け確認したときは、当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場を行うものとする。

(3) （略）

18の2 第13条の2（市場第一部銘柄指定審査料）関係

(1) 第1項に規定する「当取引所が定める金額」は、100万円とする。ただし、第13条の3の規定に基づき一部指定の予備申請を行った上場株券について、上場株券の市場第一部銘柄への指定予備申請書に記載した一部指定の申請を行おうとする日の属する事業年度（一部指定の申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度）に一部指定の申請を行う場合には、市場第一部銘柄指定審査料を支払うことを要しない。

(2)・(3) （略）

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

ること。

14 第11条（変更上場申請）関係

第1項に規定する変更上場申請の取扱いは次の各号のとおりとする。

(1) 上場会社（上場外国会社を除く。）は、株式の併合を行う場合には、当該変更上場日の4週間前の日までに（株式の併合に係る取締役会決議が当該変更上場日の4週間前の日より後に行われた場合にあっては、当該決議後直ちに）、変更上場申請を行うものとする。

(2) 上場会社は、自己株式消却決議を行った場合には、遅滞なく当該自己株式消却決議に係る株式数について、変更上場申請を行うものとする。この場合において、当取引所は、当該自己株式消却決議に基づき消却された株式数及び所有する自己株式数について当該上場会社からの通知を受け確認したときは、当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場を行うものとする。

(3) （略）

18の2 第13条の2（市場第一部銘柄指定審査料）関係

(1) 第1項に規定する「当取引所が定める金額」は、100万円とする。ただし、第13条の3の規定に基づき一部指定の予備申請を行った上場株券について、上場株券等の市場第一部銘柄への指定予備申請書に記載した一部指定の申請を行おうとする日の属する事業年度（一部指定の申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度）に一部指定の申請を行う場合には、市場第一部銘柄指定審査料を支払うことを要しない。

(2)・(3) （略）

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)・(1)の2（略）</p> <p>(2) 上場時価総額</p> <p>第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。</p> <p>a 国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国会社の場合には、国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券）の発行者である新規上場申請者</p> <p>(a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合</p> <p>当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の<u>2営業日前の日以前</u>1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次の(b)において同じ。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額</p> <p>(b) 前(a)以外の場合</p> <p>当取引所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の<u>2営業日前の日以前</u>1か月間における当該株券の最低価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額</p> <p>b（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 純資産の額</p> <p>a（略）</p> <p>b 前a(a)に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期連結</p>	<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)・(1)の2（略）</p> <p>(2) 上場時価総額</p> <p>第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。</p> <p>a 国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国会社の場合には、国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券）の発行者である新規上場申請者</p> <p>(a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合</p> <p>当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の<u>前々日からさかのぼって</u>1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次の(b)において同じ。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額</p> <p>(b) 前(a)以外の場合</p> <p>当取引所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の<u>前々日からさかのぼって</u>1か月間における当該株券の最低価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額</p> <p>b（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 純資産の額</p> <p>a（略）</p> <p>b 前a(a)に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期連結</p>

財務諸表規則の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第94条の規定の適用を受ける場合若しくは同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(削る)

c 前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合のa(a)に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表等規則の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この(4)において同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

d b及び前cの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合のa(a)に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、四半期連結貸借対照

財務諸表規則の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第94条の規定の適用を受ける場合若しくは同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

c 前bの場合において、有価証券上場規程に関する取扱い要領5(3)に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表等規則の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。）が負でないことを要するものとする。

d b及び前cの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合のa(a)に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

e bから前dまでの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合のa(a)に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、四半期連結貸借対

表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

e 前dの場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前四半期会計期間の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は上場申請日の直前四半期会計期間の末日における同中値により行うものとする。

f (略)

g～m (略)

(5)～(10) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の2(2)の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

f 前eの場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前四半期会計期間の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は上場申請日の直前四半期会計期間の末日における同中値により行うものとする。

fの2 (略)

g～m (略)

(5)～(10) (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場前の株式等の移動の状況に関する記載)</p> <p>第23条 新規上場申請者は、<u>特別利害関係者等</u>（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第1条第31号に規定する特別利害関係者等をいう。）が、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、<u>特定取引所金融商品市場に上場している場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(上場前の株式等の移動の状況に関する記載)</p> <p>第23条 新規上場申請者は、<u>第18条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本関係会社並びにこれらの役員（以下「特別利害関係者等」という。）</u>が、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、<u>日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制)</p> <p>第25条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について<u>確約を行うものとし、当該確約を証する書類</u>を当取引所が定めるところにより提出するものとする。</p> <p>2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく<u>書類</u>の提出を行わないときは、当取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。</p>	<p>(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制)</p> <p>第25条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、<u>書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面</u>を当取引所が定めるところにより提出するものとする。</p> <p>2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく<u>書面</u>の提出を行わないときは、当取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。</p>
<p>(所有に関する規制)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が第25条第1項に規定する確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した<u>書類</u>を当取引所に提出す</p>	<p>(所有に関する規制)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が第25条第1項に規定する確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した<u>書面</u>を当取引所に提出す</p>

るものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制)

第29条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の当取引所が定める者であって、かつ、当取引所が適当と認めるもの（以下「役員又は従業員等」という。）に報酬として割り当てた新株予約権（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられたものに限る。）であって、新規上場申請者と割り当てを受けた役員又は従業員等との間で第25条第1項に規定する事項（報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。）を内容とする確約を行っており、かつ、当取引所が定めるところにより当取引所が必要と認める書類が当取引所に提出されている新株予約権（当該確約が行われている部分に限る。）については、第27条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第27条第1項中「第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者」とあるのは「第29条の規定の適用を受ける新株予約権を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等」と、「第25条第1項」とあるのは「第29条」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合（当取引所が適当と認める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制)

第30条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使又は転換（その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。）による株式又は新株予約権の交付（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該株式又は新株予約権につき、第25条第1項に規定する事項について確

るものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制)

第29条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の当取引所が定める者であって、かつ、当取引所が適当と認めるもの（以下「役員又は従業員等」という。）に報酬として割り当てた新株予約権（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられたものに限る。）であって、新規上場申請者と割り当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により第25条第1項に規定する事項（報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。）を内容とする確約を行っており、かつ、当取引所が定めるところにより当取引所が必要と認める書面が当取引所に提出されている新株予約権（当該確約が行われている部分に限る。）については、第27条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第27条第1項中「第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者」とあるのは「第29条の規定の適用を受ける新株予約権を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等」と、「第25条第1項」とあるのは「第29条」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合（当取引所が適当と認める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制)

第30条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使又は転換（その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。）による株式又は新株予約権の交付（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該株式又は新株予約権につき、書面により第25条第1項に規定する事項

約を行うものとし、当該確約を証する書類を当取引所
が定めるところにより提出するものとする。

- 2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書類の提出
を行わないときは、当取引所は上場申請の不受理又は
受理の取消しの措置をとるものとする。

(第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関す
る記載)

第31条 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度
の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間にお
いて、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の
割当て（以下「第三者割当等による募集株式等の割当
て」という。）を行っている場合には、当該第三者割
当等による募集株式等の割当ての状況を当取引所が適
当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規
上場申請者の発行する株券が、特定取引所金融商品市
場に上場している場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第25条、第27条、第29条及び第30条の規定
は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用す
る。

について確約を行うものとし、当該書面を当取引所が
定めるところにより提出するものとする。

- 2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出
を行わないときは、当取引所は上場申請の不受理又は
受理の取消しの措置をとるものとする。

(第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関す
る記載)

第31条 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度
の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間にお
いて、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の
割当て（以下「第三者割当等による募集株式等の割当
て」という。）を行っている場合には、当該第三者割
当等による募集株式等の割当ての状況を当取引所が適
当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規
上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定
するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでな
い。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(特別利害関係者の定義等)</p> <p>第14条 上場前公募等規則第18条第3項第1号に規定する「特別利害関係者」とは、開示府令第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいうものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制の取扱い)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「募集株式の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 割当てを受けた者は、割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。</p> <p>(3) 新規上場申請者は、割当てを受けた者が割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書類を、当該譲渡が上場申請日以前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 割当てを受けた者は、本項各号に掲げる内容及び割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。</p>	<p>(特別利害関係者の定義等)</p> <p>第14条 上場前公募等規則第18条第3項第1号に規定する「特別利害関係者」とは、<u>企業内容等の開示に関する内閣府令</u>(昭和48年大蔵省令第5号。以下「<u>開示府令</u>」という。)第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいうものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制の取扱い)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「募集株式の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 割当てを受けた者は、割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。</p> <p>(3) 新規上場申請者は、割当てを受けた者が割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日以前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 割当てを受けた者は、<u>上場前公募等規則第25条第1項に規定する書面に記載する</u>本項各号に掲げる内容及び割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。</p>

(7) (略)

3 (略)

(所有に関する規制の取扱い)

第23条 (略)

2 上場前公募等規則第27条第2項に規定する書類は、当該第三者割当等による割当株式又は取得株式等の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとする。

3・4 (略)

(第三者割当等による新株予約権の割当て等に関する規制の取扱い)

第24条 (略)

2 第21条第2項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第21条第2項第1号中「割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）」とあるのは「割当てを受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「割当新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）」とあるのは「割当新株予約権について他の種類の株式等への転換（株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予

(7) (略)

3 (略)

(所有に関する規制の取扱い)

第23条 (略)

2 上場前公募等規則第27条第2項に規定する書面は、当該第三者割当等による割当株式又は取得株式等の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとする。

3・4 (略)

(第三者割当等による新株予約権の割当て等に関する規制の取扱い)

第24条 (略)

2 第21条第2項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第21条第2項第1号中「割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）」とあるのは「割当てを受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「割当新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）」とあるのは「割当新株予約権について他の種類の株式等への転換（株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がそ

約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)又は行使が行われたときには、当該転換又は行使により取得した株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。)」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 第23条第2項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第27条第2項に規定する書類について準用する。この場合において、第23条第2項中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「割当新株予約権、当該割当新株予約権の行使若しくは他の種類の株式等への転換により取得した株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い)

第25条 (略)

2・3 (略)

4 上場前公募等規則第29条に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次の各号に掲げる書類をいうものとする。

(1) 上場前公募等規則第29条に規定する確約を証する書類

(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)の内容を証する書類

(3) 新規上場申請者と新規上場申請者から新株予約権の割当てを受けた役員又は従業員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書類

の発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)又は行使が行われたときには、当該転換又は行使により取得した株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。)」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 第23条第2項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第27条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第23条第2項中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「割当新株予約権、当該割当新株予約権の行使若しくは他の種類の株式等への転換により取得した株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い)

第25条 (略)

2・3 (略)

4 上場前公募等規則第29条に規定する「当取引所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。

(1) 上場前公募等規則第29条に規定する確約を証する書面

(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)の内容を証する書面

(3) 新規上場申請者と新規上場申請者から新株予約権の割当てを受けた役員又は従業員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書面

5・6 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)

第26条 (略)

2 (略)

3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第30条第1項の規定により提出する書類に次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。)の内容を証する書類

(2) 新規上場申請者と前号の決議により新株予約権の割当てを受ける者との新株予約権の割当てに関する契約内容を証する書類

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の所有に関する規制の取扱い)

第26条の2 (略)

2 第23条第2項の規定は、上場前公募等規則第30条の2において準用する同第27条第2項に規定する書類について準用する。この場合において、第23条第2項中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権の行使若しくは転換に伴い交付を受けた株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

3 (略)

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行し、同日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

5・6 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)

第26条 (略)

2 (略)

3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第30条第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。)の内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の決議により新株予約権の割当てを受ける者との新株予約権の割当てに関する契約内容を証する書面

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の所有に関する規制の取扱い)

第26条の2 (略)

2 第23条第2項の規定は、上場前公募等規則第30条の2において準用する同第27条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第23条第2項中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権の行使若しくは転換に伴い交付を受けた株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

3 (略)

**上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部
改正新旧対照表**

新	旧
<p><u>4の2 第8条の2（債務超過の解消に向けた計画等の開示）関係</u></p> <p><u>上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)a及びbの規定は第8条の2に規定する債務超過の状態について準用する。</u></p>	(新設)
<p>10 第20条（書類の提出等）第1項関係</p> <p>第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出</p> <p>上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあつては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあつては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。）を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。</p> <p>a 第2条第1号aに掲げる事項</p> <p>次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、電子開示手續により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d)に掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって(a)に掲げる書類の提出に代えることができる。</p> <p>(a)・(b)（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>10 第20条（書類の提出等）第1項関係</p> <p>第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出</p> <p>上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあつては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあつては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。）を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。</p> <p>a 第2条第1号aに掲げる事項</p> <p>次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、電子開示手續により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d)に掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって(a)に掲げる書類の提出に代えることができる。</p> <p>(a)・(b)（略）</p> <p><u>(c) 有価証券届出効力発生通知書の写し</u> 受領後直ちに</p>

(c) (略)

(d) (略)

(e) (略)

(f) (略)

b 第2条第1号bに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、電子開示手続により発行登録書及び訂正発行登録書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)イに掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手続により発行登録追補書類を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)ロに掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a) 発行登録に関する次に掲げる書類

(削る)

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

ニ (略)

(b) (略)

c 第2条第1号fに掲げる事項

株式無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の(a)に掲げる書類、新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) (略)

(削る)

(b) 有価証券通知書及び変更通知書の写し 内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

cの2 第2条第1号fの2に掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 発行登録に関する次のイ及びロに掲げる書類

(削る)

イ (略)

ロ (略)

(b) (略)

d・e (略)

(d) (略)

(e) (略)

(f) (略)

(g) (略)

b 第2条第1号bに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、電子開示手続により発行登録書及び訂正発行登録書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)ロに掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手続により発行登録追補書類を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)ハに掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a) 発行登録に関する次に掲げる書類

イ 発行登録効力発生通知書の写し 受領後直ちに

ロ (略)

ハ (略)

ニ (略)

ホ (略)

(b) (略)

c 第2条第1号fに掲げる事項

株式無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の(a)に掲げる書類、新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の(a)から(c)までに掲げる書類

(a) (略)

(b) 有価証券届出効力発生通知書の写し 受領後直ちに

(c) 有価証券通知書及び変更通知書の写し 内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

cの2 第2条第1号fの2に掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 発行登録に関する次のイからハまでに掲げる書類

イ 発行登録効力発生通知書の写し 受領後直ちに

ロ (略)

ハ (略)

(b) (略)

d・e (略)

f 第2条第1号iに掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)及び(d)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(d) (略)

(e) 他の会社と株式交換を行う場合（非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であつて上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受けるときを除く。）には、当事会社以外の者であつて、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交換に係る株式交換比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

g 第2条第1号jに掲げる事項

次の(a)から(c)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 他の会社と共同して株式移転を行う場合には、当事会社以外の者であつて、企業価値又は

f 第2条第1号iに掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(d) (略)

(e) 次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロに定める書類

イ 他の会社と株式交換を行う場合（非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であつて上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるときを除く。）

当事会社以外の者であつて、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交換に係る株式交換比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

ロ 他の会社の完全子会社となる株式交換を行う場合（当該他の会社（非上場会社である場合に限る。）又は当該他の会社の親会社（非上場会社である場合に限る。）の株券等について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。）又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」 決議又は決定後速やかに

g 第2条第1号jに掲げる事項

次の(a)から(c)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)及び(c)ロに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロに定める書類

株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式移転に係る株式移転比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

h 第2条第1号kに掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b) 及び(d)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(d) (略)

(e) 他の会社と合併する場合（上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。）

合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

イ 他の会社と共同して株式移転を行う場合

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式移転に係る株式移転比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

ロ 非上場会社と共同して株式移転を行う場合

（新設会社の株券等について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る新規上場申請が行われるときに限る。）

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」 決議又は決定後速やかに

h 第2条第1号kに掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)ロに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(d) (略)

(e) 次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロに定める書類

イ 他の会社と合併する場合（上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。）

合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

ロ 他の会社と合併する場合であって上場会社が当該合併により解散するとき（新設会社である非上場会社若しくは存続会社である非上場会社又は当該存続会社の親会社である非上場会社の株券等について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る新規上場申請が行われるときに限る。）又は非上場会社を吸収合併する場合

i 第2条第1号1に掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)及び(d)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(d) (略)

(削る)

(e) (略)

イ (略)

ロ 非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合（上場会社が会社法第784条第2項、第796条第2項若しくは第805条の規定の適用を受ける場合又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。）

前イに規定する書面 作成後直ちに

(削る)

(削る)

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」 決議又は決定後速やかに

i 第2条第1号1に掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(d) (略)

(e) 会社分割により承継される事業及び相手会社等について記載した当取引所所定の「会社分割概要書」 決議又は決定後速やかに

(f) (略)

イ (略)

ロ 非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合（上場会社が会社法第784条第3項、第796条第3項若しくは第805条の規定の適用を受ける場合又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。）

前イに規定する書面 作成後直ちに

j 第2条第1号mに掲げる事項のうち非上場会社からの事業の全部若しくは一部の譲受け又は他の者への事業の全部若しくは一部の譲渡（1(1)bに規定する基準に該当する場合を除く。）

当取引所所定の「事業の譲受け（譲渡）概要書」 決議又は決定後速やかに

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

k 第2条第1号qに掲げる事項（1(1)eに規定する基準に該当する場合を除く。）

当取引所所定の「異動子会社に関する概要書」 子会社の異動後速やかに

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(削る)

j 第2条第1号xに掲げる事項

当取引所に上場している法第27条の2第1項に規定する株券等（以下このj及び次のkにおいて「株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（以下このj及び次のkにおいて「公開買付け」という。）により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって当取引所に上場しているものの公開買付けを行う場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに
ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

k 第2条第1号yに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは18の2に定める者である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに
ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

l (略)

m (略)

n (略)

l 第2条第1号rに掲げる事項（1(1)fに規定する基準に該当する場合を除く。）

非上場会社からの事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への事業上の固定資産の譲渡を行う場合

当取引所所定の「事業上の固定資産の譲受け（譲渡）概要書」 決議又は決定後速やかに

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

m 第2条第1号xに掲げる事項

当取引所に上場している法第27条の2第1項に規定する株券等（以下このm及び次のnにおいて「株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（以下このm及び次のnにおいて「公開買付け」という。）により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって当取引所に上場しているものの公開買付けを行う場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに
ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

n 第2条第1号yに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者若しくは当該上場会社の支配株主である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに
ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

nの2 (略)

o (略)

p (略)

o (略)

p (略)

q (略)

(2) 開示を要しない決定事実に係る書類の提出

上場会社は、次の a から u までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、当該 a から u までに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第 2 章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

a ~ f (略)

g 株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）

次の (a) から (f) までに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(c) に掲げる書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(c) に掲げる書類（法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(削る)

(c) (略)

(d) (略)

(e) (略)

(f) 発行登録に関する次のイから ホ までに掲げる書類

(削る)

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

ニ (略)

q (略)

r (略)

s (略)

(2) 開示を要しない決定事実に係る書類の提出

上場会社は、次の a から w までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、当該 a から w までに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第 2 章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

a ~ f (略)

g 株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）

次の (a) から (g) までに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d) に掲げる書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(d) に掲げる書類（法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 有価証券届出効力発生通知書の写し 受領後直ちに

(d) (略)

(e) (略)

(f) (略)

(g) 発行登録に関する次のイから ホ までに掲げる書類

イ 発行登録効力発生通知書の写し 受領後直ちに

ロ (略)

ハ (略)

ニ (略)

ホ (略)

ホ (略)
h・i (略)
(削る)

(削る)

j (略)
k (略)
l (略)
m (略)
n (略)
o (略)
p (略)
q (略)
r (略)
s (略)
t (略)

u a から前 t までに掲げる事項以外の上場株券に
関する権利等に係る重要な事項

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は
決定後直ちに

(3)～(10) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の4の2の規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

ハ (略)

h・i (略)

j 計算書類の承認

当取引所所定の「決算取締役会決議通知書」

決議又は決定後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を
要しないものとする。

k 臨時株主総会の招集

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は
決定後直ちに

l (略)

m (略)

n (略)

o (略)

p (略)

q (略)

r (略)

s (略)

t (略)

u (略)

v (略)

w a から前 v までに掲げる事項以外の上場株券に
関する権利等に係る重要な事項

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は
決定後直ちに

(3)～(10) (略)

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 2(1)から(7)までの規定は、第3項の場合について準用する。この場合において、同(3) a中「公募又は売出しの見込み価格」とあるのは「公募又は売出しの価格」と、「市場第一部銘柄の指定を承認する日の<u>2営業日前の日</u>」とあるのは「公募又は売出しの価格を決定した日」と読み替える。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 株券上場審査基準の取扱い2(2)の規定は、第5項第2号の場合について準用する。この場合において、同2(2) aの(a)及びb中「公募又は売出しの見込み価格」とあるのは「公募又は売出しの価格」と、「上場を承認する日の<u>2営業日前の日</u>」とあるのは「公募又は売出しの価格を決定した日」と読み替える。</p> <p>2 第3条（指定基準）第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p>第4号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める価格に、一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。</p> <p>a 公募又は売出しを行う場合</p> <p>当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の<u>2営業日前の日</u>以前1か月間における当該株券の最低価格（当取引所の売買立会における日々の最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。）のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次</p>	<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 2(1)から(7)までの規定は、第3項の場合について準用する。この場合において、同(3) a中「公募又は売出しの見込み価格」とあるのは「公募又は売出しの価格」と、「市場第一部銘柄の指定を承認する日の<u>前々日</u>」とあるのは「公募又は売出しの価格を決定した日」と読み替える。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 株券上場審査基準の取扱い2(2)の規定は、第5項第2号の場合について準用する。この場合において、同2(2) aの(a)及びb中「公募又は売出しの見込み価格」とあるのは「公募又は売出しの価格」と、「上場を承認する日の<u>前々日</u>」とあるのは「公募又は売出しの価格を決定した日」と読み替える。</p> <p>2 第3条（指定基準）第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p>第4号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める価格に、一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。</p> <p>a 公募又は売出しを行う場合</p> <p>当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の<u>前々日</u>以前1か月間における当該株券の最低価格（当取引所の売買立会における日々の最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。）のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次のbにおい</p>

のbにおいて同じ。)のいずれか低い価格

b 前a以外の場合

当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券の最低価格

(4)～(7) (略)

3 第4条(指定審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、株券上場審査基準の取扱い1(1)及び(2)の規定に準じて行うものとする。この場合において、当取引所は、上場時から会社の事業内容、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとし、最近5年間(「最近」の計算は、一部指定申請日を起算日としてさかのぼる。)において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を行ったとき又は同規則第48条第1項若しくは第2項(同規則第49条第7項において準用する場合を含む。)若しくは同規則第49条第6項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。

(2) (略)

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行し、同日以後に一部指定申請を行う者から適用する。

て同じ。)のいずれか低い価格

b 前a以外の場合

当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日以前1か月間における当該株券の最低価格

(4)～(7) (略)

3 第4条(指定審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、株券上場審査基準の取扱い1(1)及び(2)の規定に準じて行うものとする。この場合において、当取引所は、上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとし、最近5年間(「最近」の計算は、一部指定申請日を起算日としてさかのぼる。)において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を行ったとき又は同規則第48条第1項若しくは第2項(同規則第49条第7項において準用する場合を含む。)若しくは同規則第49条第6項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。

(2) (略)

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの
一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p>a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(3)及び(4)において同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の前日（休業日を除外する。権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の2日前（休業日を除外する。）の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(3)及び(4)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、連結貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p>a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(3)において同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の前日（休業日を除外する。権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の2日前（休業日を除外する。）の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(3)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、連結貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規</p>

定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。)が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表(比較情報を除く。以下同じ。)に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下同じ。)が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(当取引所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。)が負である場合をいう。

b (略)

c 第5号に規定する「当取引所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。

(a) 審査対象事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数を乗じて得た額の平均に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式(国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。)に係る時価総額の平均(当取引所が定めるところにより算定する。)を加えた額をいう。)が1,000億円以上である場合であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第8条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき

(b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「産競法」という。)第2条第16項に規定

定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。)が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表(比較情報を除く。以下同じ。)に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。)が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(当取引所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。)が負である場合をいう。

b (略)

(新設)

する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

d 前cの(b)に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度の末日から起算して3か月以内に、再建計画（前cの(b)に定める「債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) (略)

(b) 前cの(b)に規定する「1年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(削る)

(5) (略)

c 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) (略)

(b) 第5号ただし書に定める「1年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

d 第5号ただし書に規定する「1年以内」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

(5) (略)

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の1(4)cの規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a～c (略)</p> <p><u>d 第5号本文に規定する「当取引所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。</u></p> <p><u>(a) 第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)c(a)に規定する平均時価総額をいう。以下、この項において同じ。）が1,000億円以上である場合であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第8条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき</u></p> <p><u>(b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）</u></p> <p><u>e 第5号ただし書に規定する「当取引所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。</u></p> <p><u>(a) 猶予期間の最終日以前3か月間の平均時価総額が1,000億円以上である場合であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第8条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき</u></p> <p><u>(b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛</u></p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a～c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

f d (b)又は前 e (b)に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、d (b)については第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前 e (b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（d (b)又は前 e (b)に定める「債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) (略)

(b) d (b)又は前 e (b)に定める「債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号 a i に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(削る)

(削る)

d 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) (略)

(b) 第5号ただし書に定める「1年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号 a i に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

e 第5号ただし書に規定する「1年以内」とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

f 第5号ただし書に規定する「2年以内」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をい

(5)・(6) (略)

(7) 事業活動の停止

a (略)

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)から(c)までに掲げる場合その他上場会社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当取引所が認めた場合をいうものとし、当該(a)から(c)までに掲げる場合には当該(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a)～(c) (略)

(8)～(10) (略)

(11) 上場契約違反等

a 第12号 a に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

(a) (略)

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

(b) 前(a)のほか、当取引所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第48条第1項又は同規則第49条第6項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

(c) (a)及び前(b)のほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと当取引所が認める場合

b 第12号 b に規定する新規上場に係る基準とは、次の(a)から(c)に掲げる上場会社が新規上場の申請をした市場区分に従い、当該区分に掲げる基準をいう。

(a) 市場第一部

株券上場審査基準第2条第1項、第4条第1項及び第2項並びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項

(b) 市場第二部

株券上場審査基準第2条第1項並びに第4条第

うものとする。

(5)・(6) (略)

(7) 事業活動の停止

a (略)

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a)～(c) (略)

(8)～(10) (略)

(11) 上場契約違反等

第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a (略)

(a) (略)

(b) (略)

(c) (略)

b 前 a のほか、当取引所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第48条第1項又は同規則第49条第6項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

c 前 a 及び b のほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと当取引所が認める場合

(新設)

1 項及び第 2 項

(c) セントレックス

株券上場審査基準第 5 条第 1 項並びに第 6 条第

1 項及び第 2 項

c 第12号 b に規定する当取引所が定める基準とは、次の(a)から(c)に掲げる上場会社が発行する上場株券が上場している市場区分（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第 2 条又は第 4 条の規定により指定替え又は上場市場の変更が行われる場合は、指定替え又は上場市場の変更後の市場区分）に従い、当該区分に掲げる基準に準じた基準をいう。

(a) 市場第一部

株券上場審査基準第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準第 2 条第 5 項

(b) 市場第二部

株券上場審査基準第 2 条第 1 項並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項

(c) セントレックス

株券上場審査基準第 5 条第 1 項並びに第 6 条第 1 項及び第 2 項

d 上場会社が第 3 条の 4 第 1 項の申請を行うことができる期限は、第12号 b に規定する新規上場に係る基準に適合していなかったと当取引所が認めた日から 1 年を経過する日までをいうものとする。

(12)～(15) (略)

(16) 株式等売渡請求による取得

第18号の 2 に該当する日は、上場会社から、株式等売渡請求に関して承認した旨の書面による報告を受けた日とする。

(17) 株式併合

第18号の 3 に該当する日は、上場会社から、株式併合に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。

(18) (略)

3 第 2 条の 2 (セントレックスの上場廃止基準) 第 1 項関係

(新設)

(新設)

(12)～(15) (略)

(16) 第18号の 2 に該当する日は、上場会社から、株式等売渡請求に関して承認した旨の書面による報告を受けた日とする。

(17) 第18号の 3 に該当する日は、上場会社から、株式併合に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。

(18) (略)

3 第 2 条の 2 (セントレックスの上場廃止基準) 第 1 項関係

(1)～(3) (略)

(4) 債務超過

a 前1(4)aからcまで、e及びgの規定は、第4号の場合について準用する。

b 第4号本文に規定する「当取引所が定める場合」とは、次の(a)から(c)までに定める場合をいう。

(a) 第4号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)c(a)に規定する平均時価総額をいう。以下、この項において同じ。)が1,000億円以上である場合であつて、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第8条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき

(b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)

(c) 上場後3年間において前1(4)a又はbに定める債務超過の状態となった場合

c 前b(b)又はaの規定により適用する前1(4)e(b)に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、前b(b)については第4号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、aの規定により適用する前1(4)e(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画(前b(b)又はaの規定により適用する前1(4)e(b)に定める債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行う。

(1)～(3) (略)

(4) 債務超過

前1(4)の規定は、第4号の場合について準用する。

(a) 次のイからロまでの場合の区分に従い、当該イからロまでに規定する書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 前b (b)又はaの規定により適用する前1 (4) e (b)に定める債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(5) (略)

4 第4条（上場廃止日）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 第2条第1項第12号a（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第5号に規定する場合に該当する銘柄

新株式の交付に係る基準日の前日（休業日を除外

(5) (略)

4 第4条（上場廃止日）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 第2条第1項第12号（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第5号に規定する場合に該当する銘柄

新株式の交付に係る基準日の前日（休業日を除外

する。当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の2日前（休業日を除外する。）の日

(5)～(9) (略)

5 第5条（監理銘柄の指定）関係

(1) 当取引所は、上場株券が次の a から y までのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、k の2、l、n、n の3、o、v 又は w に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a～e (略)

f 上場会社が第2条第1項第5号（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第4号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

f の2 上場会社が第2条の2第1項第4号の2（同条第3項第1号による場合を含む。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、その規定に該当するかどうかを確認できないとき

g～n の3 (略)

o 第2条第1項第12号 a（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（前4(4)に該当する場合を除く。）

o の2 1(11) d に定める期限までに、1(11) c に定める基準に適合することが確認できない場合であって、当該基準に適合しないかどうかの審査を行っているとき

p～y (略)

(2) (略)

(3) (1)及び前(2)の場合における監理銘柄への指定期間は、次の a から f までに掲げる区分に従い、当該 a から f までに定める日から当取引所が当該上場株券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、(1) w の場合において、次の e に定める

する。当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の2日前（休業日を除外する。）の日

(5)～(9) (略)

5 第5条（監理銘柄の指定）関係

(1) 当取引所は、上場株券が次の a から y までのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、k の2、l、n、n の3、o、v 又は w に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a～e (略)

f 上場会社が第2条第1項第5号（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第4号若しくは第4号の2（同条第3項第1号による場合を含む。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、それらの規定に該当するかどうかを確認できないとき

(新設)

g～n の3 (略)

o 第2条第1項第12号（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（前4(4)に該当する場合を除く。）

(新設)

p～y (略)

(2) (略)

(3) (1)及び前(2)の場合における監理銘柄への指定期間は、次の a から f までに掲げる区分に従い、当該 a から f までに定める日から当取引所が当該上場株券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、(1) w の場合において、次の e に定める

日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

a・b (略)

c (1) e、h、k及びoの2の場合

1 (3) a 若しくは3 (3) bにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1 (3) bに定める期間、1 (3) c (3 (3) cにおいて準用する場合を含む。)に定める期間、第2条第1項第7号後段に定める期間、1 (8) fに定める期間、1 (9) bに定める期間の最終日又は1 (11) dに定める期限の翌日

d (略)

e (1) c、d、f、fの2、i、kの2、l、nからpまで及びsからyまでの場合

当取引所が必要と認めた日

f (略)

(4) (略)

日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

a・b (略)

c (1) e、h及びkの場合

1 (3) a 若しくは3 (3) bにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1 (3) bに定める期間、1 (3) c (3 (3) cにおいて準用する場合を含む。)に定める期間、第2条第1項第7号後段に定める期間、1 (8) fに定める期間又は1 (9) bに定める期間の最終日の翌日

d (略)

e (1) c、d、f、i、kの2、l、nからpまで及びsからyまでの場合

当取引所が必要と認めた日

f (略)

(4) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の1 (4) 及び3 (4) の規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。
- 3 改正後の1 (11)、5 (1) oの2並びに(3) cの規定は、施行日以後の日で新規上場申請を行う者から適用する。

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係</p> <p>(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)c及びdの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p><u>c 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号に規定する「当取引所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。</u></p> <p><u>(a) 審査対象事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)c(a)に規定する平均時価総額をいう。以下、この2において同じ。）が1,000億円以上である場合であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第8条の2に規定する期限までに同条に定める開示を行っているとき</u></p> <p><u>(b) 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）</u></p> <p><u>イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続</u></p> <p><u>ロ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）</u></p> <p><u>ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理</u></p> <p><u>ニ 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生</u></p>	<p>2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係</p> <p>(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)cの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>（新設）</p>

d 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号又は前cの(b)に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「前cの(b)」とあるのは「第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(h)までの規定は適用しない。

(b) 前cの(b)に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度の末日から起算して3か月以内に、再建計画（前cの(b)に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

c 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」とあるのは「「1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(h)までの規定は適用しない。

(b) 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行

イ (略)

ロ 前 c の (b) に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 2 条第 1 号 a i に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 第 3 条の適用を受ける上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (5) の規定の適用については、d を次のとおりとする。

d 純資産の額が第 5 号に該当した場合には、審査対象事業年度の末日の翌月から起算して 5 か月目の月の初日 (第 3 条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第 2 条第 1 項第 5 号に規定する当取引所が適当と認める場合に該当したときは、買取決定等が行われないことを当取引所が確認した日の属する月の翌月から起算して 2 か月目の月の初日) に指定替えを行う。

3 第 4 条 (株券上場廃止基準の特例) 関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い 1 (4) (同取扱い 3 (4) において準用する場合を含む。以下この 3 において

う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から 5 年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。) を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ (略)

ロ 第 3 条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第 2 条第 1 項第 5 号ただし書に規定する 1 年以内 (d に掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定の日から 5 年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 2 条第 1 号 a i に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 第 3 条の適用を受ける上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (5) の規定の適用については、d を次のとおりとする。

d 純資産の額が第 5 号に該当した場合には、審査対象事業年度の末日の翌月から起算して 5 か月目の月の初日 (第 3 条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第 2 条第 1 項第 5 号本文かつこ書に該当した場合にあつては、買取決定等が行われないことを当取引所が確認した日の属する月の翌月から起算して 2 か月目の月の初日) に指定替えを行う。

3 第 4 条 (株券上場廃止基準の特例) 関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い 1 (4) (同取扱い 3 (4) において準用する場合を含む。以下この 3 において

同じ。)の規定は、第4条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)dからgまでの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が定める場合」とは、次の(a)から(c)まで((c)については、第4条第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が定める場合」に限る。)に定める場合をいう。

(a) 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)c(a)に規定する時価総額をいう。以下、この3において同じ。)が1,000億円以上である場合であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第8条の2に規定する期限までに同条に定める開示を行っているとき

(b) 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

ニ 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

(c) 上場後3年間において株券上場廃止基準の取

同じ。)の規定は、第4条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)dの規定の適用については、次のとおりとする。

(新設)

扱い1(4)a又はbに定める債務超過の状態となつた場合

e 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「当取引所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。

(a) 猶予期間の最終日以前3か月間の平均時価総額が1,000億円以上である場合であつて、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第8条の2に規定する開示を行っているとき

(b) 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

ニ 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

f 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文、第2条の2第1項第4号本文又はd(b)若しくは前e(b)に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「d(b)又はは前e(b)」とあるのは「第4条第1項又は第2項にお

(新設)

d 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第4号ただし

いて読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文」と、「d (b)については第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前号bについては猶予期間の最終日から起算して3か月以内に」とあるのは「猶予期間の最終日から起算して3か月以内に」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(h)までの規定は適用しない。

- (b) d (b)又は前e (b)に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、d (b)については第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前e (b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（d (b)又は前e (b)に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ (略)

ロ d (b)又は前e (b)に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会

書」とあるのは「第4号本文」と、「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。））」とあるのは「1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定の日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。））」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(h)までの規定は適用しない。

- (b) 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ (略)

ロ 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号た

社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 株券上場廃止基準の取扱い5の規定にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については、次のaからcまでのとおり取り扱うものとする。

a 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(a)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、(b)又は(c)に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 株券上場廃止基準の取扱い5(1)kの2、1、n、nの3、o、oの2、v又はwのいずれかに該当するとき

(b) 株券上場廃止基準の取扱い5(1)aからkまで、m、nの2、pからuの3まで、x又はyのいずれかに該当するとき（fにあっては、「第2条第1項第5号（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第4号」とあるのは、「第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号」と読み替える。）

(c) 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号（かっこ書を除く。）又は第2条の2第1項第4号（かっこ書を除く。）に該当する状

だし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 株券上場廃止基準の取扱い5の規定にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については、次のaからcまでのとおり取り扱うものとする。

a 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(a)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、(b)又は(c)に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 株券上場廃止基準の取扱い5(1)kの2、1、n、o、v又はwのいずれかに該当するとき

(b) 株券上場廃止基準の取扱い5(1)aからkまで、m、pからuまで、x又はyのいずれかに該当するとき（fにあっては、「第2条第1項第5号（同条第2項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第4号（同条第2項第1号による場合を含む。）」とあるのは、「第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号」と読み替える。）

(c) 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文（かっこ書を除く。）又は第2条の2第1項第4号本文（かっこ書を除く。）に該

態にある旨の発表等を行った場合であって、当該上場会社が債務超過の状態でなくなることを計画している場合（第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号に規定する当取引所が適当と認める場合に限る。この場合における当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、前(1)において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い1(4) f(a)の規定に基づき行うものとする。）であって、かつ、地域経済活性化支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき

b・c (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の2(1)c及び3(1)dの規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該上場会社が1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する当取引所が適当と認める場合に限る。この場合における当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、前(1)において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い1(4) d(a)の規定に基づき行うものとする。）であって、かつ、地域経済活性化支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき

b・c (略)

2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例
の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1の2 第2条の2（上場市場の変更審査料等の特例） 関係</p> <p><u>有価証券上場規程に関する取扱い要領16(1)ただし書き又は16の2の規定にかかわらず、上場市場の変更審査料又は上場市場の変更予備審査料については、上場市場変更申請者が当該上場市場の変更申請又は上場市場の変更予備申請より前に上場市場の変更申請又は上場市場の変更予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日（上場市場の変更予備申請を行った場合にあつては、上場市場の変更予備申請書に記載した上場市場の変更申請を行おうとする日）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請又は上場市場の変更申請を行う場合であつて、当該上場市場の変更申請又は上場市場の予備変更申請より前の上場市場の変更申請又は上場市場の予備変更申請により上場市場の変更に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>1の3 第2条の3（市場第一部銘柄指定審査料の特例）関係</p> <p><u>有価証券上場規程に関する取扱い要領18の2(1)ただし書き又は18の3の規定にかかわらず、市場第一部銘柄指定審査料又は一部指定の予備審査料については、上場株券の市場第一部銘柄への指定を申請する者が当該一部指定申請又は一部指定の予備申請より前に一部指定申請又は一部指定の予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の一部指定申請日（一部指定の予備申請を行った場合にあつては、上場株券の市場第一部銘柄への指定予備申請書に記載した一部指定申請を行おうとする日）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に一部指定申請又は一部指定の予備申請を行う場合であつて、当該一部指定申請又は一部指定の予備申請より前の一部指定申請又は一部指定の予備申請により市場第一部銘柄への指定に至らなかった理由が2</u></p>	<p>（新設）</p>

2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行し、施行日以後の日に2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例第2条の2又は第2条の3の規定に基づき各審査料を支払うものから適用する。

ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準の取扱い)</p> <p><u>第8条</u> <u>ETF特例第2条第17号に規定する施行規則で定める者は、株式会社証券保管振替機構とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>(上場審査基準の取扱い)</p> <p><u>第8条</u> <u>ETF特例第7条第1項第2号に規定する施行規則で定める投資信託とは、特定外貨建等証券投資信託(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第19条の2第1項に規定する特定外貨建等証券投資信託をいう。)以外の投資信託とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>ETF特例第2条第17号に規定する施行規則で定める者は、株式会社証券保管振替機構とする。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>
<p>(上場ETFに関する情報の開示の取扱い)</p> <p><u>第10条</u> <u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条本文の規定は、ETF特例第9条第2項第1号及び第2号の規定に基づき開示すべき内容について準用する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2</u> <u>ETF特例第9条第2項第1号及び第2号に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。</u></p> <p>(1) <u>ETF特例第9条第2項第1号aの(c)及び同項第</u></p>	<p>(上場ETFに関する情報の開示の取扱い)</p> <p><u>第10条</u> <u>ETF特例第9条第2項第1号b及びcに規定する純資産総額及び一口あたりの純資産額は、投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類に定めるところにより算出するものとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>ETF特例第9条第2項第1号cに規定する乖離率とは、次の算式により算出した値をいう。</u></p> <p>算式</p> $\frac{(A \div B) - (C \div D)}{1} \times 100 (\%)$ <p>算式の符号</p> <p><u>A</u> <u>同cに規定する上場ETFの一口あたりの純資産額</u></p> <p><u>B</u> <u>Aを算出した日の前営業日の上場ETFの一口あたりの純資産額</u></p> <p><u>C</u> <u>特定の指標の終値</u></p> <p><u>D</u> <u>Cを算出した日の前営業日の特定の指標の終値</u></p> <p><u>3</u> <u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条本文の規定は、ETF特例第9条第2項第2号及び第3号の規定に基づき開示すべき内容について準用する。</u></p> <p><u>4</u> <u>ETF特例第9条第2項第2号及び第3号に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。</u></p> <p>(1) <u>ETF特例第9条第2項第2号aの(c)及び同項第</u></p>

2号aの(e)に掲げる事項

投資信託約款若しくは信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当すること。

a～c (略)

(2) E T F 特例第9条第2項第1号aの(m)、同項第2号aの(i)及び同号cの(g)に掲げる事項

当該管理会社又は当該外国投資法人が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う届出のうち、当取引所が定めるもの

(3) E T F 特例第9条第2項第1号aの(b)に掲げる事項

投資信託又は外国投資信託に必要な資金の借入れのうち、信託設定に伴う消費税等の支払いに係る借入れに該当すること。

3 株券上場廃止基準の取扱い1(4)a及びbの規定は、E T F 特例第9条第2項第1号fの(c)に規定する債務超過の状態について準用する。

4 E T F 特例第9条第2項第1号fの(g)に規定する法律の規定に基づく破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至ったこととは、カウンター・パーティーが、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続又は再生手続を必要と判断した場合をいう。

5 E T F 特例第9条第2項第1号fの(f)に規定する停止されることが確実となったこととは、カウンター・パーティーが発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引停止が確実となったことをいう。

6 E T F 特例第9条の2第1項第2号及び第3号に規定する純資産総額及び一口あたりの純資産額は、投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類に定めるところにより算出するものとする。

(書類の提出等の取扱い)

第11条 (略)

2 上場E T F (外国投資証券に該当する外国E T Fを除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に

3号aの(e)に掲げる事項

投資信託約款若しくは信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当すること。

a～c (略)

(2) E T F 特例第9条第2項第2号aの(m)、同項第3号aの(i)及び同号cの(g)に掲げる事項

当該管理会社又は当該外国投資法人が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う届出のうち、当取引所が定めるもの

(3) E T F 特例第9条第2項第2号aの(b)に掲げる事項

投資信託又は外国投資信託に必要な資金の借入れのうち、信託設定に伴う消費税等の支払いに係る借入れに該当すること。

5 株券上場廃止基準の取扱い1(4)a及びbの規定は、E T F 特例第9条第2項第2号fの(c)に規定する債務超過の状態について準用する。

6 E T F 特例第9条第2項第2号fの(g)に規定する法律の規定に基づく破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至ったこととは、カウンター・パーティーが、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続又は再生手続を必要と判断した場合をいう。

7 E T F 特例第9条第2項第2号fの(f)に規定する停止されることが確実となったこととは、カウンター・パーティーが発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引停止が確実となったことをいう。

(新設)

(書類の提出等の取扱い)

第11条 (略)

2 上場E T F (外国投資証券に該当する外国E T Fを除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に

定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、E T F 特例第 9 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場 E T F に係る管理会社は、第 1 号 b に規定する書類（法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。）並びに第 3 号及び第 5 号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) E T F 特例第 9 条第 2 項第 1 号 a の (a) に掲げる事項

次の a から c までに定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続（法第 27 条の 30 の 2 に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、b に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a ～ c （略）

(2) E T F 特例第 9 条第 2 項第 1 号 a の (a) の 2 に掲げる事項

受益権の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに

(3) E T F 特例第 9 条第 2 項第 1 号 a の (c) に掲げる事項

変更後の投資信託約款又は信託約款若しくはこれに類する書類について、変更確定後直ちに

(4) ・ (5) （略）

3 上場 E T F（外国投資証券に該当する外国 E T F に限る。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、E T F 特例第 9 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場 E T F に係る外国投資法人及び管理会社は、第 1 号 b に規定する書類（法第 13

定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、E T F 特例第 9 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場 E T F に係る管理会社は、第 1 号 b に規定する書類（法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。）並びに第 3 号及び第 5 号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) E T F 特例第 9 条第 2 項第 2 号 a の (a) に掲げる事項

次の a から c までに定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続（法第 27 条の 30 の 2 に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、b に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a ～ c （略）

(2) E T F 特例第 9 条第 2 項第 2 号 a の (a) の 2 に掲げる事項

受益権の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに

(3) E T F 特例第 9 条第 2 項第 2 号 a の (c) に掲げる事項

変更後の投資信託約款又は信託約款若しくはこれに類する書類について、変更確定後直ちに

(4) ・ (5) （略）

3 上場 E T F（外国投資証券に該当する外国 E T F に限る。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、E T F 特例第 9 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場 E T F に係る外国投資法人及び管理会社は、第 2 号 c に規定する書類（法第 13

条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号a、第4号b及び第7号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) E T F 特例第9条第2項第2号aの(a)に掲げる事項

次のaからcまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、bに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a (略)

(削る)

b 目論見書及び届出仮目論見書について、作成後直ちに

c 有価証券通知書(変更通知書を含む。)の写しについて、内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

(2) E T F 特例第9条第2項第2号aの(b)に掲げる事項

投資口の併合又は分割日程表について、確定後直ちに

(3) E T F 特例第9条第2項第2号aの(d)に掲げる事項

次のa又はbに掲げるところにより行う。

a・b (略)

(4) E T F 特例第9条第2項第2号aの(e)に掲げる事項

次のa及びbに掲げるところにより行う。

a・b (略)

(5) (略)

(6) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動その他の上場E T Fに関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに(「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに)

(7) (略)

条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号a、第4号b及び第7号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) E T F 特例第9条第2項第3号aの(a)に掲げる事項

次のaからdまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、cに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a (略)

b 有価証券届出効力発生通知書の写しについて、
交付後直ちに

c 目論見書及び届出仮目論見書について、作成後直ちに

d 有価証券通知書(変更通知書を含む。)の写しについて、内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

(2) E T F 特例第9条第2項第3号aの(b)に掲げる事項

投資口の併合又は分割日程表について、確定後直ちに

(3) E T F 特例第9条第2項第3号aの(d)に掲げる事項

次のa又はbに掲げるところにより行う。

a・b (略)

(4) E T F 特例第9条第2項第3号aの(e)に掲げる事項

次のa及びbに掲げるところにより行う。

a・b (略)

(5) (略)

(6) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動、投資主総会の招集その他の上場E T Fに関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに(「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに)

(7) (略)

4 上場E T F（外国投資証券に該当する外国E T Fを除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、E T F特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場E T Fに係る管理会社は、第1号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 外国E T Fにあつては、12月末日現在の預託口数（指定振替機関に預託されている外国E T Fに係る証券の数量をいう。以下同じ。）及びを記載した書面

預託口数を把握後直ちに

(3) E T F特例第9条第2項第1号bの(e)に規定する内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写し

当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書を受理後遅滞なく

(4) (略)

(5) 12月末日以前1年間における毎月末日の上場E T Fの一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を記載した書面

一口あたりの純資産額及び特定の指標の終値を把握後直ちに

5 上場E T F（外国投資証券に該当する外国E T Fに限る。）に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、E T F特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(削る)

(1) 12月末日現在の預託口数を記載した書面

4 上場E T F（外国投資証券に該当する外国E T Fを除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、E T F特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場E T Fに係る管理会社は、第1号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 外国E T Fにあつては、12月末日現在の預託口数（指定振替機関に預託されている外国E T Fに係る証券の数量をいう。以下同じ。）及び一口あたりの純資産額を記載した書面

預託口数を把握後直ちに

(3) E T F特例第9条第2項第2号bの(e)に規定する内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写し

当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書を受理後遅滞なく

(4) (略)

(新設)

5 上場E T F（外国投資証券に該当する外国E T Fに限る。）に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、E T F特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 上場E T Fの営業期間の末日の所有者数を記載した書面

所有者数の確定後直ちに

(2) 12月末日現在の預託口数及び一口あたりの純資産額を記載した書面

預託口数を把握後直ちに

(2) (略)

(3) 12月末日以前1年間における毎月末日の上場E T

Fの一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を記
載した書面

一口あたりの純資産額及び特定の指標の終値を把
握後直ちに

(上場廃止基準の取扱い)

第14条 (略)

2～8 (略)

9 E T F 特例第14条第1項第3号e (同条第2項第3号a又は同条第3項第5号aによる場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する上場E T F 一口あたりの純資産額の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月において次の算式により算出するものとする。

算式

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

D 当月末日における上場E T F 一口あたりの純資産額

E 前月末日における上場E T F 一口あたりの純資産額

(3)～(8) (略)

10～13 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第18条 (略)

2 第10条第6項の規定は、前項の純資産総額(外国E T F にあつては、一口あたりの純資産額)について準用する。

3～5 (略)

預託口数を把握後直ちに

(3) (略)

(新設)

(上場廃止基準の取扱い)

第14条 (略)

2～8 (略)

9 E T F 特例第14条第1項第3号e (同条第2項第3号a又は同条第3項第5号aによる場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する上場E T F 一口あたりの純資産額の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月において次の算式により算出するものとする。この場合における上場E T F 一口あたりの純資産額は、E T F 特例第9条第2項第1号bの規定により開示されたものによるものとする。

算式

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

D 当月末日における上場E T F 一口あたりの純資産額

E 前月末日における上場E T F 一口あたりの純資産額

(3)～(8) (略)

10～13 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第18条 (略)

2 第10条第1項の規定は、前項の純資産総額(外国E T F にあつては、一口あたりの純資産額)について準用する。

3～5 (略)

平成22年7月15日改正付則

(NEXT FUNDS 日経300株価指数連動型上場投信の受益証券に係る取扱い)

第2条 施行日において現に上場されているNEXT FUNDS 日経300株価指数連動型上場投信の受益証券に係る管理会社は、次の各号に掲げる書面を、当該各号に定める期日までに当取引所に提出するものとする。

(1)・(2) (略)

2 施行日において現に上場されているNEXT FUNDS 日経300株価指数連動型上場投信の受益証券に係る管理会社が当取引所に支払う追加信託時の追加上場料及び年間上場料の額は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

平成22年7月15日改正付則

(日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に係る取扱い)

第2条 施行日において現に上場されている日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に係る管理会社は、次の各号に掲げる書面を、当該各号に定める期日までに当取引所に提出するものとする。

(1)・(2) (略)

2 施行日において現に上場されている日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に係る管理会社が当取引所に支払う追加信託時の追加上場料及び年間上場料の額は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)